

令和3年 6月定例会

6月8日～6月23日
会期：16日間

■今回の議案は…

……………

市長提出議案14件

この号では次の項目を
Pick up!

Pick up 1
〈議第42号〉
三島市税賦課徴収条例等の一部を
改正する条例（全会一致）

Pick up 2
〈議第39号〉
【令和3年度三島市一般会計補正
予算（第2号）】（全会一致）
■補正予算額
1億5,792万3,000円

Pick up 3
〈議第41号〉
物品購入契約の締結について
（消防ポンプ自動車）（全会一致）

すべての議案と結果などの
詳細は、三島市議会ホーム
ページをご覧ください。

Pick up 1
条例の一部改正

税の控除等を見直し

○三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

令和3年度の税制改正の内容を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、条例改正を行います。

【主な内容】

(1)個人の市民税の均等割および所得割の非課税限度額の算定に係る扶養親族の範囲を見直し、年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限ることとする。
(令和6年1月1日から施行)

(2)特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度まで5年延長する。
(令和4年1月1日から施行)

(3)令和4年度分および令和5年度分の固定資産税について、市の区域内の自然のおよび社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が固定資産税の課税上著しく不均衡と認める場合には、当該土地の修正価格を課税標準とすることとする。
(公布の日から施行)

(4)住宅ローン控除について、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、これまで適用の特例の対象となっていた令和3年末までに対象住宅を居住の用に供したものに加え、令和4年中に対象住宅を居住の用に供した者もその対象とする。
(公布の日から施行)

主な質疑

質疑 三島市税に係る税制改正の具体的な内容は

答弁 固定資産税の税額の算定基準となる土地の評価額は、地方税法の規定により、基準年度の評価額を3年間据え置くこととされている。
令和3年度は基準年度に該当するが、本来据え置きとなる令和4年度および5年度における土地の

主な質疑

質疑 予定価格の増額の理由は

答弁 国土交通省が定める道路運送車両の保安基準において、令和3年11月から車両重量3・5トンを超え、8トン以下である継続生産車両への衝突被害軽減ブレーキの装備が義務化され、シャシと呼ばれるベース車両がモデルチェンジされることに伴い、価格が増額となったほか、物価の上昇により積載品および艀装品が増額となったことによる。

質疑 車両および艀装の特徴は

答弁 佐野地区では急勾配の坂道が多く、車両の登坂性能を担保するため、シャシの仕様において総排気量を4000cc以上とし、または最高出力および最大トルクを一定以上のものとするほか、ポンプ等の故障や不具合の早期発見、対応等ができるよう、故障時の遠隔診断が行える機能を備えることとしている。



令和3年 5月臨時会 5月17日

〈承第5号〉
【令和3年度三島市一般会計補正予算（第1号）】
（全会一致）
■補正予算額
4億2,958万円

臨時会では、2ページでお知らせした正副議長の選挙、常任委員会委員の選任のほか、児童扶養手当受給世帯等を対象とした給付金を支給するために必要な経費や、新型コロナウイルスワクチンの接種事業に係る経費の増額補正予算についての専決処分を承認しました。

Pick up 4
陳情第1号

陳情の審査

2月定例会で提出された『政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程』の変更に関する陳情は総務委員会に付託され、3月25日に審査を行い、賛成者なしで不採択すべきものとなりました。
また、5月臨時会で行った採決でも、不採択となりました。

Pick up 2
一般会計予算を増額補正

生活に寄り添った サポートを

ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付するための経費を増額します。

また、参議院議員補欠選挙に係る人件費および事務費を増額するほか、民間保育所や病児保育等を行う事業実施者、放課後児童クラブや放課後児童健全育成事業を行う事業実施者に対し、新型コロナウイルス対策への支援に係る経費を増額します。

二酸化炭素排出抑制対策事業において、地球温暖化対策に向けたクールチョイスを実施するための経費を増額します。

Pick up 3
物品の購入

安心・安全を守るために

消防団第5分団（佐野）に配備している消防ポンプ自動車は、平成11年11月に購入してから21年が経過し、老朽化が著しいことから、消火力の向上を図り、火災および各種災害から市民の尊い生命と財産を守るため、更新しようとするものです。